



【担当係】許可等事務担当室第一係 ☎096-381-0110(3184)

風俗営業第1号営業許可申請 深夜酒類提供飲食店営業開始届出

風俗営業等の許可等事務では、風俗営業（第1号営業）の許可申請及び深夜における酒類提供飲食店営業の営業開始届出を多く取り扱っているところですが、その申請等について下記のとおりお示しします。

記

1 構造及び設備の技術上の基準

風俗営業及び深夜における酒類提供飲食店営業は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号。以下「施行規則」といいます。）で、構造及び設備の技術上の基準が定められています。

(1) 施行規則第7条（風俗営業第1号営業抜粋）

- ア 客室の床面積は、和風の客室に係るものにあつては1室の床面積を9.5平方メートル以上とし、その他のものにあつては1室の床面積を16.5平方メートル以上とすること。ただし、客室の数が1室のみである場合は、この限りでない。
- イ 客室の内部が当該営業所の外部から容易に見通すことができないものであること。
- ウ 客室の内部に見通しを妨げる設備を設けないこと。
- エ 善良の風俗又は清浄な風俗環境を害するおそれのある写真、広告物、装飾その他の設備を設けないこと。
- オ 客室の出入口に施錠の設備を設けないこと。ただし、営業所外に直接通ずる客室の出入口については、この限りでない。
- カ 第30条に定めるところにより計った営業所内の照度が5ルクス以下とならないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること。
- キ 第32条に定めるところにより計った騒音又は振動の数値が法第

15条の規定に基づく条例で定める数値に満たないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること。

(2) 施行規則第99条（深夜における酒類提供飲食店営業）

ア 客室の床面積は、1室の床面積を9.5平方メートル以上とすること。ただし、客室の数が1室のみである場合は、この限りでない。

イ 客室の内部に見通しを妨げる設備を設けないこと。

ウ 善良の風俗又は清浄な風俗環境を害するおそれのある写真、広告物、装飾その他の設備（第102条に規定する営業に係る営業所にあつては、少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれのある写真、広告物、装飾その他の設備を含む。）を設けないこと。

エ 客室の出入口に施錠の設備を設けないこと。ただし、営業所外に直接通ずる客室の出入口については、この限りでない。

オ 次条に定めるところにより計った営業所内の照度が20ルクス以下とならないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること。

カ 第32条に定めるところにより計った騒音又は振動の数値が法第32条第2項において準用する法第15条の規定に基づく条例で定める数値に満たないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること。

2 構造・設備の維持義務

風俗営業は、前記1(1)の基準を満たさなければ許可を受けることができませんし、許可後も、この基準を維持しなければ「構造・設備維持義務違反」となります。

また、深夜における酒類提供飲食店営業も、前記1(2)の基準を満たした上で営業開始届出書を提出しなければなりませんし、営業開始届出後も、この基準を維持しなければ「構造・設備維持義務違反」となります。

3 許可申請等で散見される違反

(1) 客室外部分の客室使用（前記1(1)ア及び1(2)ア）

風俗営業は、1室である場合を除き、和風の場合が9.5㎡、その他の場合が16.5㎡なければ客室として使用することができませんし、深夜における酒類提供飲食店営業は、1室である場合を除き、9.5㎡なければ客室として使用することができません。

風俗営業では、1室の広さが基準を満たさない部分について、客室ではない従業員控え室として許可を受けながら、その部分を客室として使用した事案が発生していますが、この場合、構造・設備維持義務違反ではなく「無承認変更違反」となり、刑事処分（1年以下の懲役若しくは

100万円以下の罰金)のほか、行政処分(許可取消処分)の対象となります。

(2) 見通しを妨げる設備の設置(前記1(1)ウ及び1(2)イ)

1メートルを超えるついで及び椅子など、見通しを妨げる設備を客室の内部に設けることができません。

ただし、1メートルを超える部分が、無色透明のガラス板になっている場合、見通しを妨げる設備とならない場合があります、この判断は、個別具体的にを行います。(ガラス部分が磨りガラス及びフィルム貼付の場合は、見通しを妨げる設備となります。)

(3) スライダックスの設置(前記1(1)カ及び1(2)オ)

風俗営業(第1号営業)は、5ルクス以下、深夜における酒類提供飲食店営業は、20ルクス以下で営業を営むことができず、営業所内の照度をこの基準以下にすることができるスライダックスを設置することができません。

4 添付書類の記載例

前記構造及び設備の技術上の基準を踏まえ、「風俗営業許可申請書」又は「深夜における酒類提供飲食店営業営業開始届出書」の関係書類は、正確な作成をお願いします。

参考まで、本ニュース末尾に

- 施行規則別記様式第1号「許可申請書」(その1及びその2(A))
- 施行規則別記様式第2号「営業の方法」(その1及びその2(A))
- 施行規則別記様式第47号「深夜における酒類提供飲食店営業営業開始届出書」
- 施行規則別記様式第48号「営業の方法」

の記載例に加え、

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令(昭和60年総理府令第1号。以下「内閣府令」といいます。)第1条第3号中「営業所の平面図」(風俗営業第1号営業の許可申請に関するもの。)又は内閣府令第24条第1号ロ「営業所の平面図」(深夜における酒類提供飲食店営業の営業開始届出に関するもの。)

の記載例を添付します。

5 平面図記載例の補足説明

(1) 営業所平面図(1頁目)

営業所の平面図は、出入口の位置、椅子及びテーブルの配置等を正確

に記載してください。

(2) 営業所床面積（2頁目）

営業所床面積の平面図は、内のりで計算されていない建築用図面を用いても差し支えないですが、その際は、床面積の値を明らかにした「求積図」及び「求積表」を添付してください。

(3) 客室床面積（3頁目）

「客室」とは、風俗営業にあつては、客の接待をして客に遊興又は飲食させる部分となり、深夜における酒類提供飲食店営業にあつては、客に遊興又は飲食させる部分となります。

よって、客室は、ついたて等、飲食等の用に供されない部分が除外され、床面積は、内のりで、ついたて等を除いて正確に計算することとなりますので、「求積図」及び「求積表」を添付して床面積の値を明らかにしてください。

(4) 照明・音響配置図（4頁目）

前記1のとおり、風俗営業及び深夜における酒類提供飲食店営業は、照度、騒音及び振動の基準がありますが、照明・音響配置図は、これらの基準を疎明することになりますので、配置等を正確に記載してください。

(5) 設備立面図（5頁目）

前記1のとおり、風俗営業及び深夜における酒類提供飲食店営業は、客室内部の見通しを妨げる設備を設けることができませんので、ついたて及び椅子等の立面図を作成し、これらの設備が見通しを妨げる設備に当たらないことを疎明してください。

構造・設備の基準は、これに違反した場合、特に風俗営業は、違反を是正するまで許可を受けることができなくなります。

そのため、風俗営業許可申請又は深夜における酒類提供飲食店営業営業開始届出を行った後は、自分の営業所が違反しているかどうかを確認し、違反していた場合は、早期に是正を行ってください。